

いじめ防止基本方針（県立君津商業高校）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第13条の規定のに基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ問題への基本姿勢

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」ものであることを全教職員が十分認識し、日頃から生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。また、いじめが確認された場合、速やかな実体解明とともに、生徒保護者への説明責任を果たす。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底し、いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。いじめる生徒に対しては、警察等との連携も含め、毅然とした指導を行う。
- (3) 生徒一人一人を大切にす意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することがないようにする。
- (4) いじめが解決したとみられる場合でも、気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- (5) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。また、生徒が発するサインを見逃さないよう生徒の実態に合わせて調査を工夫改善する。

3 いじめ対策組織

- (1) いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等の対策のために「いじめ対策委員会」を置くものとする。
- (2) いじめ対策委員会は、教頭及び教育相談委員会構成員からなるものとする。
なお、具体的事案発生時には、当該学年の学年主任、担任、副担任、及び必要に応じて外部専門家や関係機関担当者を入れる。

4 指導体制のあり方

- (1) いじめ問題の重要性を全教職員が認識し、校長を中心にいじめ対策委員会を推進母体として、一致協力して実践に当たる。
- (2) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等をホームページ等で公表し、保護者の理解を得るよう努めるとともに、これらに基づきいじめの早期発見や予防に努める。
- (3) いじめの問題解決や教育相談の実施に当たり、当該生徒や保護者に十分な理解を得るとともに、県教育委員会、医療機関、警察等の関係機関と連携を密にする。
- (5) 教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、専門家等を講師とした校内研修の充実を図る。
- (6) 定期的にいじめの実態把握の取組状況や指導体制等を検討し、いじめ問題防止の取組の充実を図る。

5 いじめ防止のための取組

(1) 早期発見及び日常の取組

ア 生徒間で心が通じ合い、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行う。

イ いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、大人では判断できにくい形で行われることが多いので、朝のSHRや授業等教育活動のあらゆる場において、生徒の些細なシグナルを見落とさないように心がける。

ウ いじめについて相談することは恥ずかしいことでも惨めなことでもないことを指導するとともに、いじめを通報することも卑怯な行為ではなく適切な行為であることを指導する。

ウ 年2回（7月、12月）「いじめ調査」を実施する。

エ 校内の教育相談窓口や県のいじめ電話相談など関係機関を周知し、問題を抱え込まないよう指導する。

校内：教育相談委員

校外：子ども人権110番（法務省） 0120-007-110

千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446

千葉県警察少年センター 0120-783497

(2) いじめ問題への指導

ア 報告連絡体制

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長

必要に応じて、県教育委員会・警察等の関係機関に連絡する。

イ いじめ被害生徒の心情を最優先にし、徹底して守り抜くということや今後の対応策について具体的に本人及び保護者に伝える。

ウ 法第二十五条の規定を踏まえ、いじめ加害者に係る特別指導の規定を整備し、入学時説明会や全校集会等で生徒及び保護者に周知する。

エ いじめ実体の解明を十分行い、周辺で暗黙の了解を与えているいわゆる「傍観者」についても個別の指導をする。

オ いじめの事実確認や加害生徒の指導に当たっては、被害者や通報者にさらなる被害が及ばないよう関係部署で指導方法をよく検討する。

カ いじめの被害者ばかりでなく、加害者も何らかの心の問題を抱えてる場合があるので、そのことを踏まえカウンセリングや医療機関等により、心の健康を取り戻させ再発防止を図る。

6 いじめ重大事態について

(1) 重大事態の基準

次に掲げる事態を言う。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、「相当期間」とは、年間30日を目安とするが、事案により迅速に対応することが必要である。

(2) 重大事態が発生した場合の対応

ア 重大事態が発生した場合は、状況確認後速やかに県教育委員会に報告する。
学校安全保健課学校危機管理（043-223-4090）

指導課生徒指導室（043-223-4054）

イ 必要に応じて警察等関係機関に連絡する。

富津警察署（0439-66-0110）

君津児童相談所（0439-55-3100）

7 いじめの理解

(1) 具体的ないじめの態様

（文科省「いじめの防止等のための基本的な方針より」）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめ発見のポイント

○HR時

- ・遅刻、欠席が増える
- ・表情がさえず、うつむきがちになる
- ・出席確認の声が小さい

○授業開始時

- ・忘れ物が多くなる
- ・用具、机椅子等が散乱している

- ・一人だけ遅れて教室に入る
- ・席を変えられている
- ・周囲が何となくざわついている

○授業中

- ・正しい答えを冷やかされる
- ・グループ分けで孤立することが多い
- ・発言に対し、しらけや嘲笑が見られる
- ・保健室に良く行くようになる

○休み時間

- ・一人でいることが多い
- ・訳もなく階段や廊下等を歩いている

○清掃時

- ・目の前にゴミを捨てられる
- ・サボることが多くなる
- ・最後まで一人でする
- ・人のいやがる仕事を一人でする
- ・机や椅子がぼつんと残る

8 その他

- (1) この「いじめ防止基本方針」は、学校評価等年度ごとに行う調査及びその分析に基づき、見直しを図る。